

Q 学校における情報セキュリティについて教えてください。

A 公立学校においては、設置者である県や市町村が定める個人情報保護条例に基づいて、学校が保有する個人情報を適正に取り扱い、児童生徒の個人の権利を保障しなければなりません。学校が保有し、守らなければならない情報といえば、個人情報の基本4情報といわれる氏名、性別、住所、生年月日だけでなく、健康状況、学習成績、その他多くのものがあります。さらには保護者の情報等も含まれています。そのような多くの個人情報を私たちは管理していることを認識しなければなりません。

今や様々な機関でコンピュータによるデータ管理が進み、便利で効率的な事務処理ができるようになりましたが、一度、漏洩事故が起きると膨大なデータが紛失、悪用されるというリスクも生まれました。宇治市役所で個人情報取り扱いの不備で約22万人分の基本4情報が盗まれ、販売された事件の裁判では、2002年7月、市が被害者に対して一人当たり1万円の慰謝料を支払うことが命じられました。情報漏洩被害に対する慰謝料が示され、確定した最初の判決でした。その後、データ件数や情報内容により違いはありますが漏洩事故を起こした会社は何らかの保障を求められています。

学校においてもUSBメモリ等、小型の記憶媒体の紛失やデータの誤送信が県内でも多発した時期がありました。現在は、学校の個人情報に関する物的人的管理が進み、市町村によっては、教員用パソコンからは、紙媒体以外へのアウトプットやeメールでの外部送信ができない環境になっているところもあります。それでも人為的なミスや校内ルールの不履行があれば安全とは言えません。

前述のように学校が預かる個人情報は基本情報にとどまりません。漏洩、紛失すると児童生徒に取り返しのつかない被害を与えるものが多くあります。そのことを踏まえて、ルール遵守の意識や行動規範を高く保つ教職員集団づくりに管理職は努めなければなりません。

今後も考えられるリスクは、「ウイルスの侵入」「ファイル交換ソフトからの漏洩」「LANへの不正侵入」「紛失・盗難」などですが、これらには起こる原因があります。情報事故を防ぐために、日頃から以下についての対応を確認しておきましょう。

- ・記憶媒体の持ち出し管理
- ・確実なパスワード設定
- ・個人情報を扱うパソコンのスタンドアローン化
- ・校内LANの系統間の分離
- ・盗難対策
- ・情報モラル、セキュリティ研修の実施

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省）や「学校における情報セキュリティ及びICT環境整備等に関する研修教材」（文部科学省）などを参考にしてください。

校種

全校種